

仕 様 書

年 度	令和 7 年度
場 所	三原市幸崎町能地
名 称	相川ポンプ所造成工事
種 別	配水施設整備 第 号
期 間	年 月 日から 年 月 日まで (契約締結後 日間)
概 要	造成工 1式 土工 1式 排水工 (U型側溝) L=130.5m 擁壁工 (コンクリートブロック積) A=155m ² 舗装工 (張コンクリート) A=82m ²

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市幸崎町能地 相川ポンプ所造成工事に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・水道工事共通仕様書（令和7年11月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
 - ・土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島県
- ※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・水道工事標準仕様書 平成22年 日本水道協会
 - ・開発行為等の許可の技術的基準（令和5年9月）三原市都市部建築指導課
 - ・その他関連規格類

第2節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第2章 施工条件

第1節 盛土

- 1 流用土（工事内流用）

本工事の施工による発生土については、当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。
- 2 購入土（搬入）（建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土）

本工事では、土砂購入を見込んでいる。

 - (1) 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土（改良土を含む。）を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費（工場渡し）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用（単価）は変更しない。
 - (2) (1)により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督員と協議すること。
 - (3) 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。
- 3 再生砂（搬入）

本工事では、1m³の砂購入を見込んでいる。

使用する再生砂がセメント及びセメント系固化材を使用した再生砂の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

第2節 建設副産物

1 建設発生土(搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積))

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外(建設工事現場以外の場所)において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第3節 建設副産物の取り扱いについて

建設副産物 本工事における建設副産物の取扱いについては、水道工事共通仕様書 1.1.19 建設副産物(再生資源利用計画)、(再生資源利用促進計画)及び(実施書の提出)によらず、次のとおり取り扱う。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

第3章 その他

第1節 工程

1 関連する別途工事

工事名	相川ポンプ所更新工事
影響場所	工事区域内
他工事の内容	建築設備工、機械設備工、電気設備工、配水管、送水管、場内整備工
時期	令和8年2月～令和8年7月
その他	地元調整により、工程変更の可能性あり。

第2節 法令及び条例等の遵守

1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

- (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
- (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
- (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』

2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 その他

1 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。

2 濁水対策について、施工途中においても土砂流出防止に努め、受注者の責任において濁水防止対策を講ずること。 工事中に土砂が地区外に流出しないよう受注者の責任において、浚渫し維持管理に努めること。詳細は、監督員と協議すること。

3 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

4 本工事は、ゼロ債務負担行為を設定しているため、契約締結年度には前払金の支払いは行わないものとする。

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費	1	式				
造成工	1	式			Lv1	
土工	1	式			Lv2	
土工	1	式			Lv3	
掘削工	1	式			Lv4	
床掘り工	1	式			Lv4	
盛土	1	式			Lv4	
埋戻し工	1	式			Lv4	
残土処理工	1	式			Lv3	
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土砂等運搬	1	式			Lv4	
残土等処分	1	式			Lv4	
排水工	1	式			Lv2	
排水工	1	式			Lv3	
排水工	130.5	m			Lv4	
擁壁工	1	式			Lv2	
場所打擁壁工	1	式			Lv3	
コンクリートブロック積工	155	m ²			Lv4	
コンクリートブロック基礎	65	m			Lv4	

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装工	1	式			Lv2	
舗装本復旧工	1	式			Lv3	
張コンクリート	82	m2			Lv4	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
準備費	1	式				
機械除草(肩掛式)・集草 飛び石防護無し	600	m2				
積込運搬 ダンプトラック 2t積級	6	百m2				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
建設発生木材受入費 伐採木 10t, 4t, 2t	2	m3				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
合計						